

寝屋川流域は、総合治水対策を推進するため、 「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川流域」 に指定し、平成18年7月1日から実施します。

特定都市河川及び特定都市河川流域

特定都市河川流域に指定されると・・・

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)・・・平成16年5月15日



<特定都市河川流域に含まれる市>

大阪市、東大阪市、枚方市、寝屋川市、八尾市、守口市、門真市、交野市、四條畷市、大東市、柏原市、藤井寺市

<特定都市河川>

寝屋川、第二寝屋川、思智川、平野川、平野川分水路、古川など30河川を指定します。

①雨水浸透阻害行為の許可等

実法(第18、7、1)より許可が必要となります。

これまでご協力いただいています「流域での流出抑制対策」に加え、流域内で行う一定規模(1000㎡)以上の雨水の流出量を増加させるおそれのある行為(「雨水浸透阻害行為」といいます。)を行う場合には、都道府県知事等の許可が必要となります。(特定都市河川浸水被害対策法第9条)

注1)雨水浸透阻害行為とは・・・

- ①宅地化
宅地等以外の土地(田畑、山地及び林地など)を宅地等(宅地、道路、鉄道線路など)にするために行う土地の形質の変更
- ②土地の舗装
宅地等以外の土地を不透水性の材料で覆う
- ③排水施設設置
ゴルフ場、運動場等(排水施設を伴うもの)の新設・増設
- ④土地の締め固め
ローラー等の建設機械を用いて土地を締め固める

注2)都道府県知事等とは・・・

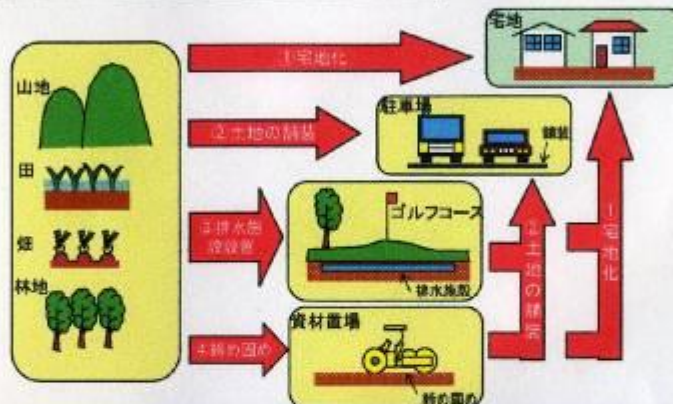
大阪市、東大阪市、枚方市、寝屋川市及び八尾市域での雨水浸透阻害行為は、各市長が許可を行います。その他の区域は、大阪府知事が許可を行います。

※許可申請が必要となる面積に満たない雨水浸透阻害行為を行われる方も、雨水の流出抑制にご協力いただきますようお願いいたします。(特定都市河川法第19条)

※流域内にお住まいの方、又は事業を営む方は、浸水被害の防止を図るため、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めることができる限りご協力いただきますようお願いいたします。(特定都市河川法第5条第2項)

許可の対象となる雨水浸透阻害行為例

宅地等 宅地等以外



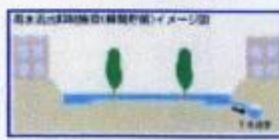
大阪府では、これまでご協力いただけてきました「流域での流出抑制対策」を継続できるよう、特定都市河川浸水被害対策法第12条に基づき、雨水浸透阻害行為を行う際の対策工事の算定に用いる降雨を定めることに加え、法律に基づく雨水浸透阻害行為だけでなく、開発行為等について、浸水被害の拡大を防止するための技術的な助言や勧告をすることができる条件を制定する予定です。

②流域水害対策計画の策定

現在、計画の策定作業を進めています。

総合的な浸水被害対策を推進するために、河川管理者・下水道管理者・都道府県知事・市町村長が共同で、河川・下水道の整備に関する事項や浸水被害が発生した場合の被害拡大を防止するための措置などを定めた「流域水害対策計画」を策定します。

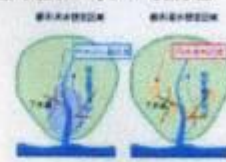
寝屋川流域総合治水対策



③都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域の指定

今後、作業を進めます。

特定都市河川の氾濫による都市洪水又は都市浸水が想定される区域を都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域に指定し、区域における円滑なかつ迅速な避難の確保を図ります。



④保全調整池の指定

今後、指定の検討を進めます。

既設の防災調整池を保全調整池に指定した場合、埋め立て等の行為について届出が必要となります。